

平成 19 年 8 月 15 日

各 位

不動産投信発行者名
東京都港区赤坂一丁目 9 番 20 号
ジャパンエクセレント投資法人
代表者名 執行役員 田村 順一
(コード番号:8987)

投資信託委託業者名
ジャパンエクセレントアセットマネジメント株式会社
代表者名 代表取締役社長 田村 順一
問合せ先 経営企画部長 長谷川 渉
TEL.03-5575-3511 (代表)

投資信託委託業者における業務の方法の変更の認可取得に関するお知らせ

本投資法人が資産の運用を委託する投資信託委託業者であるジャパンエクセレントアセットマネジメント株式会社(以下「資産運用会社」といいます。)は、本日、金融庁より投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」といいます。)第 10 条の 2 に基づく業務の方法の変更にかかる認可を取得しましたので、お知らせいたします。

なお、当該認可申請につきましては、平成 19 年 7 月 17 日付「投資信託委託業者における業務の方法の変更の認可申請に関するお知らせ」において公表しております。

記

1. 認可申請（業務の方法の変更）の内容

資産運用会社が運用を行う資産（以下「運用資産」といいます。）の種類に「民法上の地役権」を追加したほか、法令の改正に伴う運用資産の種類の変更、法令の改正に伴う資産運用会社の業務方法書に記載の根拠法令の修正等、その他字句の修正を行いました。

2. 認可申請（業務の方法の変更）の理由

- (1) 本投資法人が、民法上の地役権が付帯している資産に投資をすることができるようにするために、運用資産の種類に民法上の地役権を追加しました。
- (2) 証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う投信法の改正により、特定資産の定義が変更されること等に伴う修正を行いました。
- (3) 証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う証券取引法の金融商品取引法への改正により、投資信託委託業者（改正後の投信法における資産運用会社）に対する再委託規制の根拠法令が投信法から金融商品取引法に変更されること等に伴う修正を行いました。

3. 認可取得日

平成 19 年 8 月 15 日

4. 今後の見通し

本投資法人の平成 19 年 12 月期（第 3 期）の運用状況への影響はなく、業績予想の修正はありません。

以上

※ 本資料の配布先： 兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

※ 本投資法人のホームページアドレス：<http://www.excellent-reit.co.jp/>